

● 独立行政法人情報通信研究機構個人情報管理規程

(平成17年3月22日 04規程第116号)

改正 平成18年3月28日 05規程第96号

改正 平成20年5月13日 08規程第17号

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 個人情報の管理体制 (第3条―第7条)
- 第3章 個人情報の取扱者の教育研修 (第8条)
- 第4章 個人情報の職員等の責務 (第9条)
- 第5章 保有個人情報の取扱い (第10条―第15条)
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等 (第16条―第26条)
- 第7章 計算機室等の安全管理 (第27条―第29条)
- 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等 (第30条・第31条)
- 第9章 安全確保上の問題への対応 (第32条・第33条)
- 第10章 監査及び点検の実施 (第34条―第36条)
- 第11章 雑則 (第37条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第7条第1項の規定を受けて、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の適切な管理のために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法第2条の定めるところによる。

第2章 個人情報の管理体制

(個人情報総括保護管理者)

第3条 機構に個人情報総括保護管理者を1人置くこととし、総務系理事をもって充てる。

二 個人情報総括保護管理者は、機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たるものとする。

(個人情報主任保護管理者)

第4条 保有個人情報を取り扱う各部、各部門（第一研究部門、第二研究部門、第三研究部門を除く。以下同じ。）及び各研究センター並びに情報推進室及び監査室に、個人情報主任保護管理者を1人置くこととし、当該部、当該部門及び研究センター並びに情報推進室及び監査室の長又はこれらに代わる者をもって充てる。

二 個人情報主任保護管理者は、各部、各部門及び各研究センター並びに情報推進室及び監査室において、次条に定める個人情報保護管理者が保有個人情報を適切に管理することを監督する任に当たるものとする。

三 部、部門及び研究センター並びに情報推進室及び監査室の長は、自らに代わる者を個人情報主任保護管理者としたときは、当該個人情報主任保護管理者の職名及び氏名を総務部総務室に連絡するものとする。

(個人情報保護管理者)

第5条 保有個人情報を取り扱う各主管組織（独立行政法人情報通信研究機構文書管理規程（04規程第5号）第3条第8号に規定する主管組織をいう。以下同じ。）に、個人情報保護管理者を1人置くこととし、当該主管組織の長又はこれに代わる者をもって充てる。

二 個人情報保護管理者は、各主管組織における保有個人情報を適切に管理する任に当たるものとする。

三 当該主管組織の長は、自らに代わる者を個人情報保護管理者としたときは、当該個人情報保護管理者の職名及び氏名を総務部総務室に連絡するものとする。

(個人情報保護担当者)

第6条 保有個人情報を取り扱う各主管組織に、個人情報保護管理者が指定する個人情報保護担当者を1人又は複数人置くことができることとする。

二 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、各主管組織における保有個人情報の管理に関する事務を担当することとする。

三 個人情報保護管理者は、個人情報保護担当者を置いたときは、当該個人情報保護担当者の職名及び氏名を総務部総務室に連絡するものとする。

(個人情報管理委員会)

第7条 保有個人情報の管理に関する重要な事項を審議し、部、部門及び研究センター並びに情報推進室及び監査室の間の連絡、調整等を行うために、機構に個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 二 委員会は、個人情報総括保護管理者が主宰し、個人情報主任保護管理者その他の関係職員をもって構成する。
- 三 委員会は、定期に又は必要に応じ、個人情報総括保護管理者が召集する。
- 四 委員会の庶務は、総務部総務室が処理する。

第3章 個人情報の取扱者の教育研修 (教育研修)

第8条 個人情報総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員等（機構内に勤務するすべての者をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこととする。

- 二 個人情報総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うこととする。
- 三 個人情報保護管理者は、各主管組織の職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、個人情報総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずることとする。

第4章 個人情報の職員等の責務 (職員等の責務)

第9条 職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに個人情報総括保護管理者、個人情報主任保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い (アクセス制限)

第10条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員等に限る。

- 二 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 三 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第11条 職員等は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護管理者の指示に従い行うこととする。

- 1 保有個人情報の複製
- 2 保有個人情報の送信
- 3 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 4 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
(誤りの訂正等)

第12条 職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行うこととする。

(媒体の管理等)

第13条 職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うこととする。

(廃棄等)

第14条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末、サーバ等に内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこととする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録することとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第16条 情報システム担当者（独立行政法人情報通信研究機構情報セキュリティ管理規程（08規程第16号）第12条に規定する情報システム担当者をいう。以下同じ。）は、その設置及び運用する情報システムで取り扱う保有個人情報に係る個人情報保護管理者（以下「関係保護管理者」という。）と協力し、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第22条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

二 情報システム担当者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第17条 情報システム担当者は、関係保護管理者と協力し、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

二 情報システム担当者は、関係保護管理者と協力し、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第18条 情報システム担当者は、関係保護管理者と協力し、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（コンピュータウイルスによる漏えい等の防止）

第19条 情報システム担当者は、関係保護管理者と協力し、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

（暗号化）

第20条 情報システム担当者は、関係保護管理者と協力し、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第21条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うこととする。

（バックアップ）

第22条 情報システム担当者は、関係保護管理者と協力し、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第23条 情報システム担当者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第24条 情報システム担当者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の処理を行う端末（次条及び第27条において単に「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第25条 個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

二 職員等は、個人情報保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

三 職員等は、やむを得ず端末を外部へ持ち出す場合は、端末の盗難又は紛失に備えて重要情報の暗号化等の措置を講ずるものとする。

(第三者の閲覧防止)

第26条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 計算機室等の安全管理

(計算機室の入退室の管理)

第27条 情報システム担当者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室（以下「計算機室」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。

二 情報システム担当者は、必要があると認めるときは、計算機室の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

三 情報システム担当者は、計算機室の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(計算機室の管理)

第28条 情報システム担当者は、外部からの不正な侵入に備え、計算機室に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

二 情報システム担当者は、災害等に備え、計算機室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防

止等の措置を講ずるものとする。

(保管施設)

第29条 保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前二条の規定を準用する。この場合において、「情報システム担当者」とあるのは「保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設の管理者」と読み替えるものとする。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第30条 個人情報保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすこととする。

二 個人情報保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

三 個人情報保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第31条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託し又は請け負わせる場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託又は請負先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 1 個人情報に関する秘密保持等の義務
- 2 再委託の制限又は条件に関する事項
- 3 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 4 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 5 委託又は請負の終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 6 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

- 二 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第32条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案（以下この章において単に「事案」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員等は、速やかに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告するものとする。

二 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。

三 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報総括保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに個人情報総括保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

四 個人情報総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。

五 個人情報保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第33条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第34条 監査室は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を個人情報総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第35条 個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を個人情報総括保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者

に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第36条 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 雑則

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、機構が保有する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に定めることができる。

付 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月28日)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年5月13日)

この規程は平成20年6月1日から施行する。